

5. 水道水フッ化物添加関係資料

沖縄発第 124号
平成12年7月27日

久具第5511号
平成13年10月1日

具志川村
村長 内間 清六 殿

厚生労働省医政局
歯科保健課長 瀧口 徹 殿

沖縄県歯科医師会
会長 喜屋武 謙三 殿

沖縄県島尻郡具志川村
村長 内間 清六 殿

水道水フッ素化へ向けての御協力について

水道水フッ化物調整に関する技術支援依頼

初夏の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

紅葉の候、貴殿には益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職におかれましては、平素から地域歯科保健医療に対する深い御理解と御支援を賜り心から感謝申し上げます。

さて、昨年6月、8月の2度にわたり貴省に訪問した際にお願ひ申し上げた当村で実施計画中の水道水フッ化物調整について、本年3月に村議会をはじめ区長会、婦人会等を対象とした勉強会を開催するなど、関係者の理解向上に努めて参りました。又、去る8月9日、水道水フッ化物調整事業推進協議会を村の健康づくり推進協議会の中に位置づけて、今後の取り組みを検討しているところですが、水道水フッ化物調整事業に関する技術的な問題を当村だけで対応するのは不可能な状況にあります。

過去十数年に亘り、貴職の御高配により貴村において実施されて参りましたフッ素洗口導入による地域歯科保健活動は、沖縄県下のみならず全国的にも高く評価されております。さらに、当該事業の推進により、我が国の予防歯科医療の先駆的役割を担われてきましたことは、衆目の認めるところであり、心からの感謝と敬意を表するものであります。

つきましては、本年1月18日に開催された全国厚生労働関係部局会議における会議資料で示された水道水フッ化物添加の技術支援に関する貴省の見解に基づき、本村として下記内容について技術支援を要請致します。

さらに今般、上水道のフッ素化へ向けて、着々と御準備を進めている由、改めて敬意の念を察じ得ません。

水道水フッ化物調整の実施に伴う技術的諸問題

貴村における水道水フッ素化の実現に向けて、微力ながら本会も組織を挙げて御支援、御協力申し上げますことを7月12日開催の沖縄県歯科医師会平成12年度第7回定時理事会第2号議案にて、議決いたしましたことを御報告申し上げます。

1. フッ化物調整開始前後における住民健康調査の実施（第3者機関等の活用）
2. 住民啓発に必要な資料の作成
3. フッ化物濃度の設定
4. 薬剤及び装置の選定
5. フッ化物装置の扱い
6. フッ化物調整実施後における濃度のモニタリング方法

貴村の水道水フッ素化が、円滑に実施されますように、本会もお力添えを惜しまない所存でございます。

尚、本文書を提出するにあたり、沖縄県行政（福祉保健部長）及び沖縄県歯科医師会の支援、協力の約束をいただいている旨を申し添えます。（別紙1、2）

具体的な協力体制の構築へ向けて、実務的な協議を始めたいと考えておりますので、変わらぬ御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

貴職の今後ますますの御活躍と、貴村の御発展を御祈念申し上げます。

福祉第 626 号
平成13年 10月3日

具志川村長
内間 清六 殿

沖縄県福祉保健部長
新垣 幸子 殿

水道水フッ化物添加に関する支援協力について（回答）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます

日頃、歯科保健について御理解と、御協力に対し感謝申し上げます。

2001年4月10日付け、久具第415号にて、依頼のあった標記の件について、県においては、WHOの勧告、日本歯科医学会の答申をふまえ、厚生労働省の見解に準じて、水質基準以下での水道水へのフッ化物添加に関しましては歯科保健の観点から、次の条件が満たされていることを前提に、協力をして参りたいと考えております。

- 1 水道利用者である住民に対して判断のための十分な情報提供が行なわれ、住民の合意が得られていること。
- 2 沖縄県歯科医師会の協力が得られていること。
- 3 厚生労働省、厚生科学研究班の技術的支援の下、適正に実施していくこと。

看 護 課

1. 平成14年度看護職員確保対策予算（案）

	(平成13年度予算額)	(平成14年度予定額)	
一般会計（補助金等）	11,569百万円	→ 11,536百万円	（対前年度比99.7%）

1. 離職の防止 2,374百万円

- (1) 病院内保育所運営事業 2,165百万円
 子供を持つ看護職員が安心して勤務を継続、あるいは再就業できるための環境を整備し、病院内保育施設の運営に対する補助を実施。
 平成14年度においては、病院内保育所運営事業の補助対象を拡大し充実を図るとともに、制度の見直しを図る。
 ・実施か所数 1,104か所 → 1,259か所
- (2) 看護職員確保対策特別事業 200百万円
 看護職員の確保を総合的に促進するため、地域の事情を踏まえた地方公共団体等の創意と工夫のもとに看護職員の確保を目的とする特別事業を実施。

2. 再就業の支援 248百万円

- (1) 中央ナースセンター事業 168百万円
 求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等の推進を図る。
- (2) 看護職員就労確保総合支援事業 80百万円
 看護職員の確保が困難な医療機関に対し、専門家による調査、相談等に取り組むなど、看護職員の就労確保に向けた総合的支援を実施。

3. 養成力の確保 8,252百万円

- (1) 看護師等養成所運営費 6,093百万円
 看護職員の養成及び資質の向上を図るため、民間立養成所の運営に対する補助を行い、看護教育の充実及び運営の適正化を図る。
 ・養成所数 829校 → 802校
 ・◎看護師等養成所における統合カリキュラムの導入促進 (9百万円)
 看護師等養成所における統合カリキュラムの導入を促進し、保健師・看護師及び助産師・看護師の一貫した教育体制の普及を図る。
 ・養成所数 5校
- (2) 看護師等修学資金貸与事業 2,159百万円
 ・貸与人員 15,142人 → 14,980人
 ・返還免除要件の見直し

4. 資質の向上 645百万円

- ・ (1) 看護職員通信学習システム開発事業 107百万円 【構造改革特別要求】
 看護職員が個々の状況に応じ自由な時間に学習できる通信学習システムを開発。
- ・ (2) 看護職員の臨床技能の向上に関する調査検討 6百万円
 看護技術能力の向上に向けた卒前教育、卒後研修についての調査検討。
- ・ (3) 看護師等養成所の運営に関する自己評価指針の作成 3百万円
 看護師等養成所が自己の実施している教育活動について、どの水準にあるかを自己評価する指針を作成。
- ・ (4) 看護師等養成所の教員に対する医療事故防止教育研修の実施 4百万円
 看護基礎教育における安全教育推進のための看護教員に対する研修を実施。

5. 看護職員確保対策の総合的推進 17百万円

- ・ 看護職員就労状況等に関する調査検討 12百万円
 看護職員の勤務体制、福利厚生等就労状況の実態についての調査検討。

2. 看護職員需給見通しについて

厚生労働省「看護職員の需給に関する検討会報告書」（平成12年12月）

○ 見通し期間 …… 平成13年から平成17年まで（5年間）

（注）今後、医療制度の抜本改革の進展、介護保険制度の見直し等により、本見通しについても必要時見直しを行う。

○ 策定方法 …… 策定の考え方を都道府県に示し、これを踏まえて各都道府県が需要数・供給数を算定、積み上げて全国の需給見通しを推計

1. 全国の需給については、
平成13年には、需要が供給を約3万5千人上回るが、
平成17年には130万人前後で概ね需給が均衡する見通し。

	(平成13年)	→	(平成17年)
需 要	121万7千人		130万6千人 (7.3%増)
供 給	118万1千人		130万0千人 (10.1%増)

2. 需要については、
①病院において、勤務条件の改善、より手厚い看護体制を考慮した需要の増加
②介護保険制度の実施に伴う訪問看護等の需要の増加
が見込まれている。

	(平成13年)	→	(平成17年)
病 院	76万9千人		79万4千人 (3.3%増)
(注) 病床100床あたり看護職員数			平成17年見込 51.2人 (平成10年実績 46.0人)
介護保険関係	14万3千人		18万9千人 (32.2%増)

3. 供給については、
①新卒就業者数が減少に転ずる（需給見通しが始まった昭和49年以降で初）ため、
②再就業者数の増加
③退職による減少の抑制
でこれを補うという考え方。

	(平成13年)	→	(平成17年)
新卒就業者	61,300人		56,200人 (8.3%減)
再就業者	35,400人		43,800人 (23.7%増)
(注) 再就業者数は、過去の再就業者の状況を踏まえるとともに、今後のナースバンク事業の強化を考慮して推計。			

4. 需給見通しの実現のためには、
① 再就業の支援（ナースバンク事業の強化：「e-ナースセンター」の導入等）
② 離職防止対策の実施（子育て支援、研修等）等が必要。
また、看護職員の需給に関する地域間・医療機関間の格差の解消が課題。

3. 准看護婦養成の新カリキュラム等について

准看護婦問題については、平成8年12月に准看護婦問題調査検討会報告書において、「21世紀初頭の早い段階を目途に、看護婦養成制度の統合に努める」とともに、「一方、具体的な検討を行うに当たっては、地域医療の現場に混乱を生じさせないこと等、国において広く関係者との十分な協議を重ねながら行うこと」が提言されたところである。

これを受けて、平成10年3月に二つの検討会を発足させ、1年余りの検討を経て、それぞれの報告を得たところである。

◎「准看護婦の資質の向上に関する検討会」報告（11.6.24）

○カリキュラム総時間数を現行の1,500時間から1,890時間とする。

○専任教員数を現行の2人から5人（当分の間3人）とする。

◎「准看護婦の移行教育に関する検討会」報告（11.4.21）

○就業経験10年以上の准看護婦が看護婦になるための移行教育を5年間に限って実施する。

○国は、移行教育の開始時期について、関係者と十分に協議する。

これらの検討会報告を受け、准看護婦養成の新カリキュラム等については、平成11年12月に保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の改正を行ったところであり、平成14年度から施行することとしている。

また、移行教育については、その修了者に看護婦国家試験の受験資格を与えることから、保健婦助産婦看護婦法の改正が必要であり、その開始時期について、引き続き関係者と調整しているところである。

4. 看護婦等学校養成所の平成14年4月施設数及び定員見込数

区	分	平成13年4月現在		増(新設・定員増)		減(廃止・定員減)		平成14年4月現在	
		学校数	1学年定員	学校数	1学年定員	学校数	1学年定員	学校数	1学年定員
保健婦	大	88	6,410	7	610	0	0	95	7,020
	短期大学専攻科	21	670	1	30	3	60	19	640
	養成所	39	1,430	1	40	3	100	37	1,370
	合計	148	8,510	9	680	6	160	151	9,030
助産婦	大	54	3,980	9	730	0	0	63	4,710
	短期大学専攻科	34	590	1	20	5	85	30	525
	養成所	39	898	1	30	4	105	36	823
	合計	127	5,468	11	780	9	190	129	6,058
3年課程	大	90	6,430	7	610	0	0	97	7,040
	短期大学	64	4,310	0	0	5	560	59	3,750
	養成所	509	23,397	13	610	16	785	506	23,222
	合計	663	34,137	20	1,220	21	1,345	662	34,012
2年課程	短期大学	10	570	0	0	0	0	10	570
	高等学校専攻科	61	2,915	0	0	0	0	61	2,915
	養成所	330	13,628	0	85	15	660	315	13,053
	合計	401	17,113	0	85	15	660	386	16,538
看護婦	高等学校及び専攻科一貫教育	0	0	65	3,385	0	0	65	3,385
	合計	1,064	51,250	85	4,690	36	2,005	1,048	50,550
	高等学校衛生看護科	127	6,763	0	0	1	5,553	126	1,210
	養成所	365	17,810	0	10	21	3,306	344	14,514
准看護婦	合計	492	24,573	0	10	22	8,859	470	15,724
	合計	1,831	89,801	105	6,160	73	11,214	1,798	81,362
	合計	1,831	89,801	105	6,160	73	11,214	1,798	81,362
	合計	1,831	89,801	105	6,160	73	11,214	1,798	81,362
総	合計	202,495	202,495	1,798	81,362	202,495	202,495	1,798	81,362

注1 国立看護大学校は、大学に計上。
 注2 高等学校衛生看護科のうちの65施設、高等学校専攻科のうちの51施設が、一貫教育校に切替予定。
 また、高等学校衛生看護科のうち募集中止校は、40施設の見込。

5. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

【平成13年度】

日程 「看護の日」：平成13年5月12日（土）

「看護週間」：平成13年5月6日（日）～12日（土）

主催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会

後援 文部科学省、社団法人日本医師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会

協賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神病院協会、社団法人日本助産婦会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会及び社団法人日本精神科看護技術協会、テルモ（株）、東洋羽毛（株）、パラマウントベッド（株）、キューピー（株）、東急観光（株）、ナガイレーベン（株）、日本生命保険（相）

中央行事「看護フォーラム」の開催

日時 平成13年5月12日

会場 東京国際フォーラム

テーマ 「21世紀はケアの時代—看護職はみなさんのライフサポーターです」

主催者挨拶 厚生労働省医政局長 伊藤 雅治、日本看護協会長 南 裕子

記念トーク 糸井重里（コピーライター／インターネット博覧会編集長）

パネルディスカッション 「ケアの時代のライフサポーターに望む」

高久史麿（自治医科大学学長）、中島みち（作家）、日野原重明（聖路加国際病院理事長）、吉武輝子（評論家）、南裕子（日本看護協会会長）

全国行事「ふれあい看護体験の実施」

看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設などを中心に全国で約2,300施設が実施した。

【平成14年度】

日程 「看護の日」：平成14年5月12日（日）

「看護週間」：平成14年5月12日（日）～18日（土）

主催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会

後援予定 文部科学省、社団法人日本医師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会

協賛予定 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神病院協会、社団法人日本助産婦会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会及び社団法人日本精神科看護技術協会等

中央行事「看護フォーラム」の開催

日時 平成14年5月12日（日）11:30～16:00

会場 横浜そごう新都市ホール

テーマ 「あなたの『元気』をアシストします」
記念講演、パネルディスカッション等

平成13年度「看護の日」及び「看護週間」都道府県実施状況報告

都道府県名	記念式典	シンポジウム・講演会等	アトラクション	街頭パレード・街頭でのPR	健康・介護相談(教室)	進路・就業相談	ふれあい看護体験実施施設数	ふれあい看護体験実施者(人)	ポスター・ベン等PRグッズ	テレビ・ラジオ等の報道	新聞・雑誌等の報道	備考
北海道	○	○	○		○	○	163	1,576	○		○	
青森	○	○	○	○	○	○	19	120	○	○	○	
岩手	○	○		○	○	○	47	470	○	○	○	
宮城	○	○	○				36	321	○		○	看護研修大会(研究発表等)
秋田	○	○	○		○	○	33	624	○	○	○	バザール
山形	○	○	○	○	○	○	47	376	○	○	○	学生の夏休み対象の看護体験 予定15施設
福島	○	○	○		○	○	23	500	○	○	○	
茨城	○	○	○	○	○	○	37	1,250	○	○	○	
栃木	○	○	○		○	○	30	584	○		○	
群馬	○	○	○		○	○	5	33	○	○	○	ふれあい看護体験7~10月 に51カ所予定
埼玉	○	○	○		○		35	260	○	○		
千葉	○	○	○		○	○	89	173	○	○	○	アトラクション:生涯大学生 による発表
東京	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
神奈川	○	○	○		○	○	156	7,120	○	○	○	県年事業リーフレット掲載 ホームページ掲載
新潟	○	○			○		110	913	○	○	○	市町村広報誌に掲載
富山	○	○	○	○	○		12	173	○	○	○	
石川	○	○	○		○		19	49	○	○	○	「国際助産婦の日」記念事業 「関連事業」あり
福井	○	○	○	○	○		12	339	○	○	○	ナイチンゲール生誕祭・記念 行事
山梨	○	○	○	○			48	573	○	○	○	いきいき看護文化展(作品展 示)
長野	○	○	○		○	○	56	253	○		○	ファッションショー
岐阜	○	○	○		○	○	34	666	○		○	県ホームページに掲載
静岡	○		○	○	○	○	40	161	○	○	○	
愛知	○	○			○	○	70	311	○		○	8月1日一日看護婦体験研修
三重			○	○	○	○	49	963	○		○	パネル展示
滋賀	○	○	○		○	○	30	93	○	○	○	
京都	○	○	○	○	○	○	69	356	○	○	○	府民だよりに掲載
大阪	○	○	○	○	○	○	71	900	○	○	○	ピアノ演奏
兵庫			○	○	○	○	29	170	○		○	ふれあい看護体験132カ所
奈良	○	○	○		○		13	24	○	○	○	
和歌山			○	○	○	○	16	83	○	○	○	高校生の集い「1日看護学 生」実施312名参加
鳥取			○	○	○	○			○		○	ふれあい看護体験は病院独自 で実施
島根	○	○	○		○	○	21	未定	○	○	○	
岡山	○	○		○			37	560	○	○	○	
広島	○	○			○	○	52	320	○	○	○	
山口	○	○			○	○	41	416	○	○	○	医療機関・保健所・養成所に て自主的記念行事あり
徳島			○	○	○	○	26	932	○	○	○	健康・介護相談の実施26カ 所、参加者総数7904人
香川	○	○	○	○	○	○	30	300	○	○	○	看護実感17文字受賞作品紹 介PR用立て看板掲示
愛媛	○	○	○		○	○	39	253	○	○	○	看護学校創立50周年記念行 事(看護学校主催)
高知			○	○	○	○	20		○	○	○	「国際助産婦の日記念事業」 実施
福岡	○	○		○		○	97	996	○	○	○	
佐賀	○	○	○		○		24	300	○	○	○	
長崎	○	○	○	○	○		86	705	○	○	○	介護相談実施
熊本	○	○	○	○	○	○	24	800	○	○	○	
大分			○	○	○	○	65	471	○	○	○	各保健所単位で実施
宮崎	○	○		○	○	○	51	617	○	○	○	
鹿児島	○	○			○	○	24	313	○	○	○	ミス鹿児島島の1日看護婦長
沖縄	○	○			○	○	58	1,093	○	○	○	県ホームページ掲載

6. 平成14年度看護教員養成講習会開催予定

(平成14年2月1日現在)

都道府県名等	受講定員	講習期間
北海道	50	平成14年5月～平成15年 1月
宮城県	30	平成14年5月～平成14年12月
埼玉県	50	平成14年4月～平成15年 3月
千葉県	30	平成14年5月～平成15年 2月
東京都	50	平成14年4月～平成15年 3月
神奈川県	80	平成14年4月～平成15年 3月
静岡県	45	平成14年6月～平成15年 2月
愛知県	45	平成14年5月～平成15年 1月
三重県	30	平成14年6月～平成15年 1月
京都府	45	平成14年5月～平成14年12月
大阪府	70	平成14年4月～平成14年12月
兵庫県	50	平成14年5月～平成14年12月
広島県	40	平成14年5月～平成14年12月
山口県	45	平成14年6月～平成15年 1月
香川県	30	平成14年6月～平成15年 1月
福岡県	45	平成14年5月～平成14年12月
佐賀県	30	平成14年5月～平成14年12月
日本赤十字社	90	平成14年4月～平成15年 3月
全国社会保険協会連合会	45	平成14年4月～平成15年 3月
19か所	計 900(人)	

7. 平成14年度看護研修研究センター入学資格等

区分	看護教員養成課程		幹部看護教員養成課程
	看護婦養成所教員専攻	助産婦養成所教員専攻	
研修期間	平成14年4月10日(水)から平成15年3月14日(金)まで1年間		
入学に必要な資格等	<p>看護婦養成所や准看護婦養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件を満たしている者。</p> <p>1 保健婦、助産婦又は看護婦の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者(注1)</p>	<p>助産婦養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件を満たしている者。</p> <p>1 助産婦の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者(注1)</p>	<p>保健婦養成所、助産婦養成所、看護婦養成所及び准看護婦養成所の教務主任、指導責任者の職にある者、またはその職に就くことを希望する者。 上記の者で、次の条件を満たしている者。</p> <p>1 看護教員になるための研修等を修了した者(注2) 2 専任教員の経験が3年以上ある者</p>

(注1)

看護教員になるための研修とは次のことをいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- イ 国立公衆衛生院の専攻課程看護コース
- ウ 厚生労働省が認定している看護教員養成講習会
(厚生労働省が委託実施したものを含む。)

(注2)

看護教員になるための研修等を修了した者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者
- イ 国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者
- ウ 厚生労働省が認定している看護教員養成講習会修了者
(厚生労働省が委託実施したものを含む。)
- エ 大学の卒業生で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上)を履修した者。但し、看護婦養成所の教務主任、指導責任者の職にある者、または、その職に就くことを希望する者に限る。(平成13年1月5日通知「看護婦等養成所の運営に関する指導要領について」及び「看護婦等養成所の運営に関する手引きについて」による。)

經 濟 課

1. 衛生検査所の現状

(平成14年1月1日現在)

(1) 経営主体別衛生検査所数

経営主体	公立	医師会	技師会	薬剤師会	他の社団法人	財団法人	医療法人	株式会社	有限会社	個人	その他の法人	その他	合計
衛生検査所数(か所)	21	62	1	10	25	75	4	584	81	32	7	4	906
血清分離のみを行う検査所		(2)			(1)			(59)	(4)	(1)			(67)
RIを使用している検査所		(2)			(2)	(1)	(1)	(28)			(1)		(35)
比率(%)	2.32	6.84	0.11	1.10	2.76	8.28	0.44	64.46	8.94	3.53	0.77	0.44	100.0

(注) 血清分離のみを行う検査所、RIを使用している検査所は再掲である。

(2) 従事者数別衛生検査所数

従事者数(人)	5以下	6~9	10~19	20~29	30~49	50~99	100~199	200以上	合計
検査所数(か所)	231	181	241	83	72	46	37	15	906
比率(%)	25.50	19.98	26.60	9.16	7.95	5.08	4.08	1.66	100.0
	89.18					5.08	5.74		100.0

(3) 登録検査業務別衛生検査所数

登録されている検査業務	微生物学的検査	血清学的検査	血液学的検査	病理学的検査	寄生虫学的検査	生化学的検査	血清分離のみ	RI使用(再掲)
衛生検査所数(か所)	373	583	573	251	380	647	67	35
比率(%)	41.12	64.28	63.18	27.67	41.90	71.33	7.39	3.86

(4) 登録検査業務数別衛生検査所数

登録検査業務数	登録数6	登録数5	登録数4	登録数3	登録数2	登録数1	合計
衛生検査所数(か所)	122	133	70	274	68	(67) 172	906
比率(%)	13.47	14.68	7.73	30.24	7.51	(7.40) 26.38	100.0

(注) () 内は、血清分離のみを行っている衛生検査所の再掲である。

2. 都道府県別衛生検査所数の推移

都道府県名	昭和55年	昭和56年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
北海道	27	32	40	37	38	48	50	49	51	51	53	57	57	59	59	60	61	61	60	58	61	63
青森	7	7	8	9	9	9	7	8	7	7	8	8	8	8	8	8	9	9	10	10	10	10
岩手	6	5	6	7	7	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	12	12	12	11
宮城	12	11	14	16	16	15	17	17	17	16	16	15	16	17	18	19	18	18	17	17	16	16
秋田	8	8	9	9	9	7	7	7	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	8	7	7
山形	9	10	9	9	8	8	6	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8	7	5
福島	12	12	14	16	15	19	18	19	16	17	17	17	18	17	18	17	17	16	16	16	15	14
茨城	9	8	12	13	12	13	12	13	14	14	15	15	15	15	16	16	18	18	17	16	16	17
栃木	11	11	13	12	12	13	12	12	12	13	12	12	10	10	10	10	11	12	11	12	11	12
群馬	13	5	6	7	7	7	6	7	7	6	6	6	6	6	8	7	9	10	10	9	9	10
埼玉	19	20	21	21	23	25	26	25	27	25	24	23	22	21	21	20	22	22	24	25	26	30
千葉	13	12	16	17	16	18	15	13	14	15	15	14	14	16	15	16	17	17	19	21	22	22
東京	61	69	76	77	84	88	89	88	82	89	87	89	88	90	87	89	82	80	79	75	74	70
神奈川	21	24	24	24	28	29	29	31	31	30	30	32	33	36	36	38	37	36	40	41	40	41
新潟	17	19	23	22	23	22	22	21	24	25	26	27	27	29	30	29	29	31	31	30	30	30
富山	13	8	10	10	8	9	8	8	8	8	7	7	7	8	10	11	9	8	8	7	8	8
石川	6	7	8	8	8	10	10	10	10	9	9	9	9	10	10	10	11	13	13	13	12	13
福井	6	6	7	6	6	6	6	8	8	10	10	10	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10
山梨	6	4	7	6	6	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6
長野	29	19	21	21	21	19	19	20	20	21	20	20	21	22	23	23	23	25	25	25	26	25
岐阜	12	11	13	14	13	13	15	15	14	15	14	14	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14
静岡	23	20	26	26	26	26	22	21	20	24	23	24	24	25	23	23	22	23	25	25	25	28
愛知	49	43	46	47	49	48	50	49	50	47	49	52	51	49	51	50	49	49	48	46	43	43
三重	11	8	9	9	10	10	10	10	10	11	12	13	13	13	14	14	15	14	13	13	13	13
滋賀	2	2	4	4	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7
京都	15	21	21	21	21	26	24	24	24	25	29	30	32	31	32	32	32	32	31	31	33	33
大阪	34	41	44	47	53	54	55	56	57	53	55	57	54	57	59	62	60	61	60	60	59	56
兵庫	23	23	26	27	27	25	21	22	21	22	25	27	25	32	32	32	30	29	30	30	33	33
奈良	4	3	6	7	8	8	8	8	6	5	5	5	7	7	5	5	5	6	6	6	6	6
和歌山	7	8	8	8	8	9	9	8	8	8	8	8	8	8	7	8	8	8	8	8	8	8
鳥取	5	2	7	7	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	7	8	7	9	8	8	8	8
島根	6	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	5
岡山	9	9	9	10	10	10	8	8	9	9	9	9	9	9	11	11	12	12	11	10	9	10
広島	19	22	20	21	19	21	21	20	20	21	19	21	22	23	23	26	26	28	29	29	29	29
山口	10	11	15	14	14	12	13	13	14	16	16	16	16	16	17	18	17	16	16	16	17	16
徳島	8	9	10	10	11	11	10	10	10	10	9	9	9	10	11	13	13	12	11	11	9	8
香川	6	8	8	9	9	10	10	11	12	13	13	13	13	13	13	13	11	11	11	11	11	11
愛媛	11	12	13	14	14	14	14	14	16	16	16	15	15	15	15	15	15	16	13	14	14	14
高知	7	5	5	5	8	8	7	8	7	7	8	8	7	7	8	9	9	11	11	10	10	10
福岡	33	42	47	47	51	51	43	43	44	45	44	46	46	45	45	46	45	49	47	46	45	44
佐賀	4	6	6	5	4	5	4	4	4	4	5	6	6	4	4	4	4	4	3	3	3	3
長崎	14	13	15	16	16	16	14	12	12	12	14	14	12	14	15	16	17	16	16	16	16	15
熊本	16	10	20	20	18	17	18	17	17	17	18	18	19	19	20	22	21	23	23	23	22	23
大分	9	9	8	9	9	9	8	8	9	9	8	8	8	9	10	9	9	9	9	10	10	10
宮崎	9	9	12	13	14	13	12	13	11	10	9	9	9	9	8	8	9	9	9	9	8	8
鹿児島	15	16	17	19	22	22	21	21	23	24	24	25	23	24	24	25	24	25	25	27	27	26
沖縄	5	3	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	7	6	5	5	5	5	6	6	5
計	671	667	769	785	813	841	808	814	816	828	837	857	852	878	888	909	900	916	914	912	907	906
指数	85.5	100	115	118	122	126	121	122	122	124	126	129	128	132	133	136	135	137	137	119	116	111

※ 昭和55年は11月1日現在、昭和56年は10月1日現在、昭和58年～平成10年は2月1日現在、平成11年以降は1月1日現在である。
 なお、昭和57年については不明である。
 登録が義務づけられた昭和56年を指数100とした。